

太宰府市空家等対策の実施体制（庁内の役割分担）について

業務内容

- ・総合窓口
- ・空家等対策計画の策定、変更に関すること
- ・空家等の調査
- ・データベースの管理、更新
- ・空家等の適切な管理の促進
- ・太宰府市空家等対策協議会の連絡、調整
- ・特定空家等認定に関する業務
- ・特定空家等に対する措置及び対処の実施
- ・特定空家等の行政代執行及び略式代執行の事務及び予算措置
- ・補助事業の活用
- ・空家等及び跡地の活用促進
- ・議会、報道機関対応
- ・条例、情報管理の法令チェック
- ・解体建物の概算費算出、設計、工事
- ・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に関すること
- ・自治会との連携に関すること
- ・福祉分野と連携した空家等の予防対策に関すること
- ・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産税課税台帳等の情報提供
- ・固定資産税等の住宅用地特例に関する対応
（空き家の譲渡取得による3,000万円控除に係る証明書発行）
- ・税に関すること
- ・所有者不明土地の確認に関する補助及び助言に関すること
- ・空家の活用に関すること
- ・空家等及び跡地の活用促進
- ・都市計画法等の土地利用規制に関すること
- ・災害対策及び災害時の応急処置など
- ・徴収事務に関する補助及び助言に関すること
- ・下水道閉栓情報の提供
- ・道路交通安全確保など
- ・通学路の安全確保その他児童及び生徒の危険防止

近隣市町村の空家等対策の実施体制 （筑紫野市）

5. 空家等対策の実施体制

空家もたらす問題は、空家の増加に伴い増え続けることが見込まれる。空家を放置することは、生活環境や治安の悪化、倒壊による人的被害など重大な事故事件に繋がり、また地域活力低下と過疎化が進むことなどが懸念となっている。よって、空家対策は急務であり、広範かつ多岐に渡ることから建築課空家対策・建築計画担当が窓口となり、関係部署がサポートする体制を整備する。

また、空家等に関する相談に適切に対応するため、関係機関等との連携も検討する。

（1）空家等対策（課・担当）の業務内容

課 名	主な業務内容
建築課	・総合窓口 ・空家等対策計画の策定、変更に関すること ・空家等の調査 ・データベースの管理、更新 ・空家等の適切な管理の促進 ・筑紫野市空家等対策協議会等の連絡、調整 ・特定空家等認定に関する業務 ・特定空家等に対する措置及び対処の実施 ・特定空家等の行政代執行及び略式代執行の事務及び予算措置 ・補助事業の活用 ・空家等及び跡地の活用促進 ・議会、報道機関対応 ・条例、情報管理の法令チェック ・解体建物の概算費算出、設計、工事 ・その他関係機関との連絡、調整 ・その他の施策全般

（2）関連部署の業務内容（サポート）

課 名	主な業務内容
都市計画課	・都市計画法等の土地利用規制に関すること
危機管理課	・災害対策及び災害時の応急処置など
税務課	・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報提供 ・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応 ・税に関すること ・所有者等所在不明の確認に関する補助及び助言に関すること
収納課	・徴収事務に関する補助及び助言に関すること ・跡地及び動産の処分に関すること
商工観光課	・空家等及び跡地の活用促進（商工振興に関する補助及び助言に関すること）
上下水道 料金総務課	・下水道閉栓情報の提供

出典：筑紫野市空家等対策計画

近隣市町村の空家等対策の実施体制 (大野城市)

(2) 市内部の組織体制及び役割

市審議会、市検討委員会で検討する以外の内容についても、空き家等に関する事項について、市内部で連携して実施します。

(平成 29 年 4 月現在)

課 名	役 割
安全安心課	・ 空き家等の調査 ・ 空き家等の適正管理の促進 ・ 大野城市空き家等対策審議会及びその他関係機関との連絡、調整 ・ 空き家等への措置及び対処の実施 ・ 空き家等の利活用促進 ・ 災害対策及び災害時の応急措置など ・ 固定資産税などの住宅用地特例に対する対応（空き家の譲渡所得による 3,000 万円控除に係る証明書発行） ・ その他の施策全般
環境・最終処分場対策課	・ 空き家等であるかが不明な場合の環境保全及び迷惑行為のない快適な住環境の確保に関する条例に基づいた業務
危機管理課	・ 災害対策及び災害時の応急措置など
建設管理課	・ 道路交通安全確保など
教育振興課	・ 通学路の安全確保 ・ その他児童及び生徒の危険防止
市税課	・ 法第 10 条第 1 項の規定に基づいた固定資産課税台帳などの情報を提供 ・ 固定資産税などの住宅用地特例に対する対応

出典：大野城市空家等対策計画

近隣市町村の空家等対策の実施体制 (春日市)

9. 空家等対策の実施体制

(1) 春日市空家等対策協議会（任期：2 年）

- ・ 会長は市長とし、学識経験者や市民等、8 人以内の委員で組織する。
- ・ 本計画の策定や特定空家等についての協議等を行う。

(2) 市内部の組織体制及び役割※平成30 年4月現在

- ・ 安全安心課が、以下に示す各所管と連携し、空き家等の適正管理の促進等の施策全般を実施する。

環境課、道路管理課、学校教育課、税務課、その他所管

(3) 外部関係機関等との連携

- ・ 以下に示す関係機関や民間団体などとの連携及び協力の方法について検討

弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、不動産鑑定士、不動産業者、建設業者、建築士、警察、消防本部、自治会

10. 住民等から空家等に関する相談への対応

- ・ 空家等に関する相談窓口を安全安心課内に設置
- ・ 庁内の関係部署及び県協議会、春日市空家等対策協議会及び関係団体と連携して対応を実施

11. その他空家等の対策の実施に関し必要な事項

出典：春日市空家等対策計画概要版